

副本

業務番号	産港委第 2 号	担当課	港湾漁港課			
令和 8 ~ 13 年度						
吳市 業務委託 施設 設計 書						
業務名 吳市港務所広出張所機械警備業務						
業務場所 吳市広多賀谷4丁目1番地						
業務日数		令和 8 年 8 月 1 日から				
又は期限		令和 13 年 7 月 31 日まで				
業務概要						
吳市港務所広出張所の機械警備業務 (長期継続契約)						
設計者	検査者	課長補佐 (GL)	主幹	課長	副部長	部長
(説明事項)						
1 前払方法 有 無 一括 (無) 分割 (毎月払)						
2 支払方法 一括						
3 その他						
予定価格 (消費税抜き)			960,000円			

副本

吳市港務所出張所機械警備業務 設計内訳書

業務委託設計金額							円
名称	仕様	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要	
業務原価							
直接業務	人件費	1	式				
	物品費 端末機器等部品代(破損取替及び消耗品費)	1	式				
業務管理費	端末機器利用料等	1	式				
一般管理費		1	式				
小計							
消費税及び地方消費税額						小計×0.1	
委託料							

## 呉市港務所広出張所機械警備業務仕様書

呉市（以下「委託者」という。）は、次の対象施設・設備における防犯、防火等に関する機械警備業務を業務受託者（以下「受託者」という。）に委託して行う場合の仕様を次のとおり定める。

### 1 業務の対象施設

- (1) 名称 呉市港務所広出張所
- (2) 所在地 呉市広多賀谷4丁目1番地

### 2 業務の種類

- (1) 防犯業務
- (2) 火災監視業務

### 3 業務委託期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

### 4 業務実施時間

防犯業務については原則17時15分から8時30分までとし、受託者が警報装置警備開始の信号を受信したときに始まり、警備解除の信号を受信したときに終わるものとする。火災監視業務については終日とする。

### 5 業務の内容

対象施設の機械式警備とし、以下のとおりとする。

#### (1) 防犯業務

- ア 受託者は、警報機器または委託者の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行うものとする。
- イ 受託者は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の確認を行うものとする。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとし、必要に応じて緊急連絡先または関係先に電話連絡するものとする。

#### (2) 火災監視業務

- ア 受託者は、終日、警報機器又は委託者の機器によって感知される対象物件に係る火災異常の監視並びに火災異常を受信したときにおける対象施設への電話連絡、緊急対処及び消防機関への通報を行う。
- イ 受託者は、異常情報を受信したときは遅滞なく対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を対象物件に急行させ、初期消火等の必要な処置をとるものとする。この場合において、対象物件に電話連絡しても連絡不能の場合又は委託者により警報機器がセットされている状態その他受託者において無人時と扱うことができる状態において異常情報を受信したときは、受託者は遅滞なく緊急要員を対象物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請し、必要に応じて緊急連絡先または関係先に電話連絡するものとする。

### 6 損害賠償保険の加入

受託者の責に帰すべき理由により委託者若しくは委託者の職員又は第三者の身体及び財産に損害を与えた場合、その損害を賠償するために、受託者は、次のとおり火災、盗難等

の損害賠償保険に必ず加入すること。

- (1) 身体上の損害については、被害者1名につき4千万円  
ただし、1事故につき10億円
- (2) 財産上の損害については、1事故につき10億円
- (3) 身体上の損害及び財産上の損害合わせて1事故につき10億円

#### 7 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

#### 8 鍵の預託

委託者は、警備上必要な鍵を受託者に預託する。受託者は、預託された鍵の取扱いについては、厳重に行うものとする。

#### 9 警備実施結果の報告

受託者は、警備責任時間内における警備結果について、1カ月分の警備報告書を作成し、翌月に報告するものとする。

#### 10 警報装置の設置および維持管理

- (1) 警報装置はマグネットセンサー、立体センサーなど異常を感知することができる機器を設置すること。
- (2) 自動火災報知設備と連結すること。
- (3) 回線については、常時断線監視すること。なお、これに係る通信費は委託者が負担する。
- (4) 設置された警報機器及びこれに付帯する一切の設備については、受託者の所有とし、この維持管理費及び保守点検費用は受託者の負担とする。
- (5) 施設の増改築及び大規模改造に伴う警報機器の増設並びに改修に要する経費は、委託者及び受託者で協議の上、決定するものとする。但し、建具の一部取替えなど小規模なものについては、受託者の負担とする。

#### 11 警備計画書

受託者は、本警備業務を受注した後、警備計画書を速やかに提出するものとする。

#### 12 委託料の支払い

委託料は月払いとし、翌月末までに支払うものとする。

#### 13 その他

- (1) 警報装置の設置作動までの間は、受託者において代替警備対策を講ずるものとする。
- (2) 入札等により受託者が交替する時は、受託者が所有する警報機器及びこれに付帯する一切の設備を受託者の負担で撤去するものとする。
- (3) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であり、呉市は、本契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、本契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除するものとする。
- (4) その他この仕様書に定めのない事項は、呉市と受託者で協議して定めるものとする。